

保護者様

墨田区教育委員会

墨田区立緑小学校

感染者の療養期間の見直しについて

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国は、令和4年9月7日付けの通知により、オミクロン株が主流である間の、新型コロナウイルス感染症感染者の療養解除の基準について、見直しを行いました。また、本見直しについて、同日（令和4年9月7日）より適用されることになりました。

国の通知に合わせて、感染者の療養解除の基準について、以下のとおりとします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策の一層の徹底について、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により、下記の内容については変更となる場合があります。

記

1 お子様の登校自粛等の判断について

(1) お子様が発症と診断され症状がある場合

症状の出た日を「発症日」とし、その翌日を1日目として7日間外出せずに療養をお願いします。7日間経過（この間に症状が軽快し、軽快後24時間経過していること）した場合には、8日目から療養解除（登校）が可能です。この場合に、療養期間は「欠席」扱いとはしません。

(2) お子様が発症と診断され無症状の場合

検体採取日の翌日を1日目として7日間外出せずに療養をお願いします。7日間経過した場合には8日目から療養解除（登校）が可能です。この場合、療養期間は「欠席」扱いとはしません。

また、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）の療養解除（登校）が可能です。6日目の解除をする場合には、事前に学校へ申し出てください。

オミクロン株が主流である間の感染者の療養期間と濃厚接触者の待機期間（令和4年9月7日改訂）

区分	症状の有無	待機期間
新型コロナウイルス感染症 陽性者	症状がある場合	・発症日翌日を1日目として7日間経過（この間に症状が軽快し、軽快後24時間経過していること） ⇒8日目解除可能（10日目までは感染予防行動の徹底）
	無症状の場合	・検体採取日翌日を1日目として7日間経過 ⇒8日目解除可能 ・検体採取日翌日を1日目として5日目に検査キットによる検査で陰性を確認（学校へ事前に申し出ること） ⇒6日目解除可能（7日目までは感染予防行動の徹底）
濃厚接触者	—	・家庭内での感染対策を講じた日の翌日を1日目として、5日間の待機期間⇒6日目解除可能 ・濃厚接触者となり、待機期間の2日目及び3日目の2日間にわたり検査で陰性を確認（学校へ事前に申し出ること） ⇒3日目の検査後に待機解除可能

【連絡先】

緑小学校 副校長 富永央星

電話 3634-6876 平日 午前8時00分から午後4時45分まで

【お問い合わせ】

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305